

(21) 円山町地区

ア.位置・・・吹田市円山町地内 図1のとおり
イ.区域・・・下図のとおり



- ウ.面積・・・約 7.9ha
エ.経過・・・1.平成30年11月29日指定、告示し、同日施行。
2.令和2年4月1日一部変更、告示し、同日施行。
オ.基本目標・・・1.落ち着きや安らぎのある、潤い豊かで良好な住宅地景観をはぐくむ。
2.緑豊かな風格のある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
カ.基本方針・・・1.みどり豊かで落ち着きのある住宅地景観をまもり、はぐくむ。
2.地域にとけこむ新しいまちなみの創出。
キ.基準・・・別表1・別表2の景観誘導基準を満たした上で、以下の基準とする。

a. 建築物

1.全体計画	(1) 周辺環境と調和した意匠とする。 (2) 生垣や並木、屋根などの連續性に配慮する。 (3) 潤いのある空間の創出を図る。												
2.屋根の形態 意匠及び素材	(1) 勾配屋根を基本とする。 (2) 周辺環境と調和し、落ち着いたまちなみを形成する色彩とする。 (3) 光沢のない素材を使用する。												
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 周囲の建物と外壁線を乱さないものとする。 (2) 色彩は、周辺と調和し落ち着いたまちなみを形成する色彩、配色とする。 (3) アクセントカラー以外の色彩は以下の表の範囲内とする。ただし、自然素材は除く。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無彩色</td> <td>8.5以下</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)</td> <td>8.5以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>その他の色相</td> <td>7.0以下</td> <td>3.0未満</td> </tr> </tbody> </table> (4) 道路に面する部分の意匠は、開口部を設ける、凹凸による陰影をつけるなど単調な壁面にならないよう配慮する。 (5) 質感、素材感のある素材とする。	色相	明度	彩度	無彩色	8.5以下	一	R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0以下	その他の色相	7.0以下	3.0未満
色相	明度	彩度											
無彩色	8.5以下	一											
R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)	8.5以下	3.0以下											
その他の色相	7.0以下	3.0未満											

4.敷際	(1) 開放的な空間となるよう工夫し、擁壁等を設ける場合には、擁壁前面にできる限り植栽空間を設ける。 (2) かき又はさくを設ける場合は、できる限り生垣とする。やむを得ずフェンス等を設ける場合は、透視可能な高さ 1.2mまでの構造とし、色は黒又は茶系を基本とする。 (3) 積極的に緑化を行い、地表面の仕上げはできる限り自然素材を使用する。 (4) 駐車場は平面駐車とし、路面素材は表情のあるものを使用する。 (5) 隣地境界にフェンスを設ける場合は、道路境界から控えて設置する。 (6) 道路際の照明灯等のデザインなどを工夫し、夜間景観に配慮する。
5.植栽	(1) 道路際へ積極的に植栽を行い、街路樹や隣接地のみどりとのつながりにも配慮する。 (2) シンボルツリーを配置する等、植栽にめりはりをつける。

b. 工作物

1.擁壁	(1) 周辺環境に調和するよう、仕上げ及び高さに対する工夫をする。 (2) 垂直緑化等による圧迫感の低減に配慮する。
------	---

c. 屋外広告物

(1) 広告物は自家用のみとする。 (2) 表示面積の合計は 1 m ² 以下とする。 (3) 広告物の取付位置は地盤面から 3m以下とする。 (4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみ配慮したものはこの限りではない。
